

別 記

第1 建設工事契約の等級の区分及び総合数値の算定方法

建設工事契約の等級の区分及び総合数値の算定方法は、次の各号に掲げるところによる。

1 等級の区分

(1) 土木工事

等級	工事の予定価格の範囲	総 合 数 値
A	2 億7,000万円以上	1,950点以上
B	1 億1,000万円以上 2 億7,000万円未満	950点以上 1,950点未満
C	4,000万円以上 1 億1,000万円未満	800点以上 950点未満
D	4,000万円未満	800点未満

(2) 舗装工事

等級	工事の予定価格の範囲	総 合 数 値
A	6,000万円以上	1,150点以上
B	4,000万円以上 6,000万円未満	1,000点以上 1,150点未満
C	4,000万円未満	1,000点未満

(3) 建築工事

等級	工事の予定価格の範囲	総 合 数 値
A	2 億3,000万円以上	1,200点以上
B	1 億1,000万円以上 2 億3,000万円未満	1,000点以上 1,200点未満
C	4,000万円以上 1 億1,000万円未満	830点以上 1,000点未満
D	4,000万円未満	830点未満

2 総合数値の算定方法

総合数値は、次の算定方法により、建設工事の種類ごとに算定するものとする。

- (1) 経営に関する客観的事項の審査数値 A
- (2) 専門技術者に関する審査数値 B
- (3) 工事成績の審査数値 C
- (4) 審査結果の総合数値算定方式 A+B+C

なお、次のア～カに該当する場合は、その調整等を行うものとする。

ア 協業組合の場合

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合の場合は、「経常建設共同企業体及び協業組合の競争参加資格審査における点数調整の取扱いについて」（平成27年10月1日付け27農振第1410号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく調整を行うものとする。

イ 事業協同組合の場合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合の場合は、「事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例要領の制定について」（平成6年11月24日付け6地第959号大臣官房地方課長通知）に

基づく算定を行うものとする。

ウ 合併等により新たに設立された会社となった場合

「合併等により新たに設立された会社等の建設工事契約に係る競争参加資格審査の取扱いについて」（平成27年10月1日付け27農振第1413号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく調整を行うものとする。

エ 平成6年6月8日建設省告示第1461号附則四の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受審し、結果通知書を受領した建設業者の場合

「グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱い等について」（平成13年8月27日付け13地第503号大臣官房地方課長通知）に基づく調整を行うものとする。

オ 平成6年6月8日建設省告示第1461号附則六の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受審し、結果通知書を受領した建設業者の場合

「持株会社化経審における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱いについて」（平成14年4月16日付け14地第88号大臣官房地方課長通知）に基づく調整を行うものとする。

カ 共同企業体等の場合

第7条第5号に規定する共同企業体の場合及び第17条第3項に規定する適格組合で算定特例を希望する場合の総合数値は、次により算出（小数点以下第1位を四捨五入）した数値とする。

$$\text{数値} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

X_1 = 建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

X_2 = 自己資本額及び利払前税引前償却前利益（利益額）に係る評点

Y = 経営状況の評点

Z = 建設業の種類別技術職員数値及び元請完成工事高の評点

W = その他審査項目（社会性等）の評点

なお、それぞれの評点は、第17条第2項に規定する共同企業体等調書に基づき、次により算定するものとする。

(ア) 建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点（ X_1 ）は、申請書の「年間平均完成工事高」欄に記載された金額を、別表2の「年間平均完成工事高」に対応させて得た数値（小数点以下切捨て）とする。

(イ) 自己資本額及び平均利益額に係る評点（ X_2 ）は、次の①と②で求めた点数を合計して得た数値を2で除した数値（小数点以下切捨て）とする。

① 共同企業体等調書の「自己資本額」の「計」欄に記載された金額を、別表3の「自己資本の額又は平均自己資本額」に対応させて得た数値（小数点以下切捨て）を自己資本額の数値とする。なお、自己資本額が負の場合は、0円とみなす。

② 共同企業体等調書の「利益額」の「計」欄に記載された金額を、別表4の「平均利益額」に対応させて得た数値（小数点以下切捨て）を利益額の数値とする。なお、利益額が負の場合は、0円とみなす。

(ウ) 経営状況の評点（ Y ）は、共同企業体等調書の「経営状況」の「計」欄に

記載された数値を構成員数で除して得た数値（小数点以下第1位を四捨五入）とする。

(エ) 建設業の種類別技術職員数値及び元請完成工事高の評点（Z）は、次の①で求めた数値に0.8を乗じたものと②で求めた数値に0.2を乗じたものの合計の数値（小数点以下切捨て）とする。

① 申請を希望する工事の種類ごとの「技術職員数値」について、「講習受講（1級技術者で監理技術者資格者証を保有かつ監理技術者講習受講者）」の「計」欄に記載された数を6倍したもの、「1級（前記以外の1級技術者）」の「計」欄に記載された数を5倍したもの、「監理補佐（監理技術者を補佐する者として配置可能な一級技術士補）」の「計」欄に記載された数を4倍したもの、「基幹（基幹技能者（登録基幹技能者講習修了者））」の「計」欄に記載された数を3倍したもの、「2級」の「計」欄に記載された数を2倍したもの及び「その他」の「計」欄の数を合計して得た数値を、別表5の「技術職員数値」に対応させて得た数値を技術職員数の数値とする。

② 申請を希望する工事の種類ごとの「元請完成工事高」について、別表6の「年間平均元請完成工事高」に対応させて得た数値を元請完成工事高の数値とする。

(オ) その他の審査項目（社会性等）の評点（W）は、共同企業体等調書の「その他の評価項目」の「計」欄に記載された数値を構成員数で除した数値（小数点以下第1位を四捨五入）とする。

(カ) 専門技術者に関する付与数値は、各構成員の職員の合計値

(キ) 共同企業体での申請における工事成績の付与数値は、同一共同企業体に係る工事評定点を次項（3）ア・イの方法に準じて割増して得た数値と、各構成員の単独での実績に係る工事評定点を次項（3）ア・イの方法に準じて割増して得た数値の2分の1を比較し、大なる数値に次項（3）ウの方法に準じて得た値を加算した数値とする。

また、共同企業体の実績があり単体での申請における工事成績の付与数値は、各構成員の単独での実績に係る工事評定点を次項（3）ア・イの方法に準じて割増して得た数値と、同一共同企業体に係る工事評定点を次項（3）ア・イの方法に準じて割増して得た数値（ただし、工事規模補正（β））の係数を求める場合に、共同企業体の請負金額から各構成員の出資比率相当分の金額を算出し、これを請負金額として用いる。）の2分の1を比較し、大なる数値に次項（3）ウの方法に準じて得た値を加算した数値とする。

(ク) 「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（平成元年2月15日付け元地第135号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する経常建設共同企業体の場合にあっては、「経常建設共同企業体及び協業組合の競争参加資格審査における点数調整の取扱いについて」に基づく調整を行うものとする。

3 各事項の付与数値

(1) 経営に関する客観的事項の付与数値

申請する直前の総合評定通知書の建設工事の種類ごとの総合評点（P）による。なお、当該総合評点を第11条の規定により通知する資格確認通知書の客観点数とする。

(2) 専門技術者に関する付与数値

技術士法（昭和32年法律第124号）による技術士補であつて、かつ、農業部門において農業土木又は農業農村工学を選択した者並びに（一社）畑地農業振興会が認定した畑地かんがい技士及び同技士補の職員数に応じて次の算式により、最高50点とする。

ただし、舗装工事及び建築工事にあつては、畑地かんがい技士及び同技士補に係る付与数値は適用しないものとする。

$$(\text{技術士補} + \text{畑地かんがい技士}) \times 4 + \text{畑地かんがい技士補} \times 2$$

(3) 工事成績の付与数値

定期の審査の認定をする年度の前年度末までの4年間に完成した1件の当初の予定価格が400万円を超える工事（以下「対象工事」という。）ごとに、以下のアからウまでの方法により、工事成績の付与数値を算定する。

ア 工事毎の付与数値

地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）（平成28年3月31日27予第1915号大臣官房参事官（経理）通知。以下「評定要領」という。）第3の

(1) において工事の施工状況、目的物の品質等を評価する工事成績評定（ただし、65点未満の工事は実績から除く。以下「工事評定点」（P）という。）に対して、評定要領第3の(2)により構造物条件、技術的特性等工事内容の難しさを評価する工事技術的難易度評価（以下「難易度評価値」という。）等から以下の方法により算定される基本割増（ α ）等の係数を用いて割増し、対象工事の工事成績の付与算定値（以下「付与算定値」（C）という。）を算定する。

$$C = P \times \{1 + \alpha \times \beta + \gamma + \varepsilon + \zeta\}$$

(ア) 基本割増（ $\alpha = (P - 65) / 35$ ）

工事評定点が65点で0、100点で1.0とする比例配分による割増数値を工事評定点に乗じて得た数値（ただし、国債工事の途中年度においては既済部分検査における工事成績をもって工事評定点とみなす。）とする。

(イ) 工事規模補正（ β ）

アで求めた基本割増は、請負金額（ただし、国債工事の途中年度においては既済部分検査における出来高金額をもって請負金額とみなす。）1.1億円未満は2.0、9.0億円以上は5.0、1.1億円以上9.0億円未満は比例配分による割増数値を乗じて補正する。

(ウ) 優良工事割増（ γ ）

農林水産大臣表彰で0.5、農村振興局長表彰で0.3、地方農政局長表彰で0.1として割増する。

(エ) 技術的難易度割増 (ε)

難易度評価値がⅠで0、Ⅵで0.6とする比例配分による割増数値を工事評価点に乗じて得た数値とする。

(オ) 直近係数 (ζ)

直近2年以内の完成工事について0.5を割増する。

イ 工事成績付与数値

次に上記の対象工事毎の付与算定値 (C) の平均値を算定し、これに対象工事数に応じた倍率を乗じた工事成績付与数値 (C') を以下の表から算定する。

工事成績付与数値 (C')

(Aは管内の付与算定値Cの平均、Bは管外の付与算定値Cの平均)

管 内	管 外	工事成績付与数値 (C')
管内対象工事4件以上	管外対象工事は考慮しない	$A \times 4$
管内対象工事3件	管外対象工事2件以上	$A \times 3 + B \times 2 \times 0.5$
	管外対象工事1件	$A \times 3 + B \times 1 \times 0.5$
	管外対象工事なし	$A \times 3$
管内対象工事2件	管外対象工事4件以上	$A \times 2 + B \times 4 \times 0.5$
	管外対象工事3件	$A \times 2 + B \times 3 \times 0.5$
	管外対象工事2件	$A \times 2 + B \times 2 \times 0.5$
	管外対象工事1件	$A \times 2 + B \times 1 \times 0.5$
	管外対象工事なし	$A \times 2$
管内対象工事1件	管外対象工事6件以上	$A \times 1 + B \times 6 \times 0.5$
	管外対象工事5件	$A \times 1 + B \times 5 \times 0.5$
	管外対象工事4件	$A \times 1 + B \times 4 \times 0.5$
	管外対象工事3件	$A \times 1 + B \times 3 \times 0.5$
	管外対象工事2件	$A \times 1 + B \times 2 \times 0.5$
	管外対象工事1件	$A \times 1 + B \times 1 \times 0.5$
	管外対象工事なし	$A \times 1$
管内対象工事なし	管外対象工事8件以上	$B \times 8 \times 0.5$
	管外対象工事7件	$B \times 7 \times 0.5$
	管外対象工事6件	$B \times 6 \times 0.5$
	管外対象工事5件	$B \times 5 \times 0.5$
	管外対象工事4件	$B \times 4 \times 0.5$
	管外対象工事3件	$B \times 3 \times 0.5$

	管外対象工事 2 件	$B \times 2 \times 0.5$
	管外対象工事 1 件	$B \times 1 \times 0.5$
	管外対象工事なし	0

ウ VE 提案評価点の加点

なお、評定要領第 3 の（3）により企業から VE 提案に係る評価を行った場合には、評価結果に応じ「VE 提案評価点（ δ ）」を以下の表から加算する。

VE 提案評価点（ δ ）

$$\delta = \delta_1 + \delta_2 + \delta_3$$

VE 提案評価点は 1 工事当たり 60 点、1 企業当たり 200 点を限度とし、当該農政局の管内・管外を問わず下表の値を集計し加算する。

VE 方式	落札の有無	評 定 値 等 (単位：点)						
入札時 VE	落札者	VE 提案評価	VI	V	IV	III	II	I
		VE 提案評価点 δ_1	60	50	40	30	20	10
	不落札者	VE 提案評価	優		良		可	
		VE 提案評価点 δ_2	15		10		5	
契約後 VE (入札後契約前 VE を含む)	提案採用	VE 提案評価	VI	V	IV	III	II	I
		VE 提案評価点 δ_3	30	25	20	15	10	5

第 2 測量・建設コンサルタント等契約の等級の区分及び総合数値の算定方法

測量・建設コンサルタント等契約の等級の区分及び総合数値の算定方法は、次の名号に掲げるところによる。

1 等級の区分

等級	測量・建設コンサルタント等 契約の予定価格の範囲	総 合 数 値
A	500 万円以上	95 点以上
B	150 万円以上 500 万円未満	70 点以上 95 点未満
C	150 万円未満	70 点未満

2 総合数値の算定方法

- (1) 年間平均測量等実績高の審査数値・・・・・・・・・・ A
- (2) 自己資本額の審査数値・・・・・・・・・・ B
- (3) 流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・ C
- (4) 専門技術者に関する審査数値・・・・・・・・・・ D
- (5) 施行成績の審査数値・・・・・・・・・・ E
- (6) 審査結果の総合数値算定方式・・・・・・・・ A + B + C + D + E

3 各事項の付与数値

(1) 年間平均測量等実績高の付与数値

数 値	年間平均測量等実績高	数 値	年間平均測量等実績高	数 値	年間平均測量等実績高
55	10億円以上	50	5億円以上 10億円未満	45	1億円以上 5億円未満
40	5,000万円以上 1億円未満	35	2,000万円以上 5,000万円未満	30	1,000万円以上 2,000万円未満
25	500万円以上 1,000万円未満	20	300万円以上 500万円未満	15	200万円以上 300万円未満
10	100万円以上 200万円未満	5	100万円未満		

(2) 自己資本額の付与数値

数値	自己資本額	数値	自己資本額	数値	自己資本額
21	5億円以上	18	1億円以上 5億円未満	15	5,000万円以上 1億円未満
12	1,000万円以上 5,000万円未満	9	500万円以上 1,000万円未満	6	100万円以上 500万円未満
3	100万円未満				

(3) 流動比率及び営業年数の付与数値

数値	流 動 比 率	数値	営 業 年 数
14	130%以上	10	25年以上
10	95%以上 130%未満	8	10年以上 25年未満
6	75%以上 95%未満	6	10年未満
2	75%未満		

(4) 専門技術者に関する付与数値

ア 学校卒業者

大学及び高校の農業土木科卒業者であって、かつ、農業土木関係の実務に7年以上従事した者、又はこれと同等以上の経歴があると認められる者の職員数に応じて、次表による数値とする。

職員数	1～3人	4～10人	11人以上
数 値	5	$5 + (\text{職員数} - 3) \times 2$	20

イ 技術資格

技術士法による技術士及び技術士補であって、かつ、農業部門において農業土木及び農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画を選択した者、（一社）畑地農業振興会が認定した畑地かんがい技士及び同技士補、（公社）土地改良測量設計技術協会が認定した土地改良補償業務管理者及び同管理者補、農業土木技術管理士並びに農業用ため池管理保全技士、（一社）建設コンサルタンツ協会が認定したシビルコンサルティングマネージャーのうち農業土木部門、（一社）農業土木事業協会が認定した農業水利施設機能総合診断士で登録されている職員数に応じて次の算式により得た値を付与する。ただし、20点を限度とする。

技術士×4 + (技術士補+畑地かんがい技士+土地改良補償業務管理者+農業土木技術管理士+シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）+農業水利施設機能総合診断士+農業用ため池管理保全技士）×2 + (畑地かんがい技士補+土地改良補償業務管理者補) ×1

ウ 数値の計算

アの審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・A
イの審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・B
A + B

(5) 施行成績の付与数値

前年度末までの2年間に完了した1件の当初の予定価格が200万円を超える測量・建設コンサルタント等契約に係る業務について、業務成果等に関して評価した業務成績評定点の算術平均値に基づいて次の算式による。

$$E = \{ (\text{平均評定点} - 60) \div 4 \} \times (1 + a)$$

ただし、aは α 、 β のうち、数値の大きいものとする。

ア 優良業務割増 (α)

農林水産大臣表彰で0.5、農村振興局表彰で0.3、地方農政局表彰で0.1として割増する。

イ プロポーザル方式業務割増 (β)

「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」（平成7年2月28日7経第256号大臣官房経理課長通知）に基づく業務で0.3とする。

第3 審査項目の定義

審査項目の定義については、次によるものとする。

1 審査基準日

審査基準日とは、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）をいう。

2 年間平均測量等実績高

年間平均測量等実績高とは、審査基準日の直前2年の各営業年度における請負業務の測量等実績高の年間平均額（単位未満切捨て）をいう。

3 自己資本額

自己資本額とは、建設工事にあつては審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）、測量・建設コンサルタント等にあつては審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本の額（法人である場合には、貸借対照表及び利益処分における資本金、新株式払込金（又は新株申込証拠金）、法定準備金、任意積立金及び次期繰越利益の額の合計額を、個人である場合においては期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。以下同じ。）又は、基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本額の平均の額をいう。

4 流動比率

流動比率とは、直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。

5 営業年数

営業年数とは、事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（年未満切捨て）をいう。

6 適格組合の場合の審査項目の定義

申請しようとする者が第17条第3項に規定する適格組合（以下「組合」という。）で算定特例を希望する場合の資格審査事項の各項目の算定は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 種類別年間平均完成工事高は、当該組合の完成工事高と当該組合を直接又は間接に構成する組合及び事業者で当該申請において受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っているもの（「以下関係組合員」という。）の完成工事高（組合に委託し、又は組合から委託を受けた工事及び他の関係組合員に委託した工事に係る工事高を除く。）との合計額とする。
- (2) 年間平均測量等実績高は、当該組合の年間平均測量等実績高（関係組合員に対する請負業務に係る測量等実績高を除く。）と関係組合員の年間平均測量等実績高（組合又は他の関係組合員に対する請負業務に係る測量等実績高を除く。）との合計額とする。
- (3) 自己資本額は、当該組合の自己資本額と関係組合員の自己資本額との合計額とする。
- (4) 職員数は、当該組合の職員数と関係組合員の職員数との合計額とする。
- (5) 経営状況は、当該組合の数値と関係組合員の数値の算術平均値とする。
- (6) 流動比率は、当該組合の流動資産の額と関係組合員の流動資産の額との合計額を、当該組合の流動負債の額と関係組合員の流動負債の額との合計額で除して得た数値の百分比とする。
- (7) その他の審査項目（社会性等）は、当該組合の数値と関係組合員の数値の算術平均値とする。
- (8) 営業年数は、当該組合の営業年数と関係組合員の営業年数の算術平均値とする。

7 建設コンサルタント業務における設計共同体の場合の定義項目

建設コンサルタント業務における設計共同体で認定を行う場合における、各事項の算定方法は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 年間平均測量等実績高、自己資本額及び専門技術者の審査は、各構成員の年間平均測量等実績高、自己資本額及び専門技術者のそれぞれの和を用いて行うものとする。
- (2) 営業年数の審査は、各構成員の営業年数の平均値（1年未満は切り捨て）を用いて行うものとする。
- (3) 流動比率は、各構成員の流動資産の額の合計額を、各構成員の流動負債の額との合計額で除して得た数値の百分率を用いて行うものとする。
- (4) 第2の3（5）に規定する平均評定点は、各構成員又は当該構成員での共同企業体の業務成績評定点の算術平均値とする。

8 その他

上記によるもののほか、建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準に係る項目については、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）」によるものとする。

別表 1（第 3 条関係）

業 種 別 区 分 表

1 建設工事契約

業 種 の 区 分	内 容
1 土 木 一 式 工 事	土木工事業
2 建 築 一 式 工 事	建築工事業
8 電 気 工 事	電気工事業
9 管 工 事	管工事業
11 鋼 構 造 物 工 事	鋼構造物工事業
13 舗 装 工 事	舗装工事業
17 塗 装 工 事	塗装工事業
20 機 械 器 具 設 置 工 事	機械器具設置工事業
22 電 気 通 信 工 事	電気通信工事業
24 さ く 井 工 事	さく井工事業
99 そ の 他	大工工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業

2 測量・建設コンサルタント等契約

業 種 の 区 分	内 容
1 測 量	測量法（昭和24年法律第188号）第 3 条に規定する測量業務
2 土 地 家 屋 調 査	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第 3 条に規定する土地家屋調査業務
3 建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第 3 号に規定する建設コンサルタント業務
4 建 築 士 事 務 所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けて行う建築士事務所業務
5 計 量 証 明	計量法（平成 4 年法律第51号）第 2 条に規定する計量証明業務
6 地 質 調 査	地質調査業者登録規程（昭和52年 4 月15日建設省告示第718号）第 2 条に規定する地質調査業務
7 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第 2 条に規定する補償コンサルタント業務
8 そ の 他	その他の業務

別表 2 (別記関係)

区分	年間平均完成工事高	点数
(1)	1,000億円以上	2,309
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	600億円以上 800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	500億円以上 600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	400億円以上 500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	300億円以上 400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	250億円以上 300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	200億円以上 250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	150億円以上 200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	120億円以上 150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	100億円以上 120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	80億円以上 100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	60億円以上 80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	50億円以上 60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	40億円以上 50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	30億円以上 40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	25億円以上 30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	20億円以上 25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	15億円以上 20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	12億円以上 15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	10億円以上 12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	8億円以上 10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	6億円以上 8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	5億円以上 6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	4億円以上 5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	3億円以上 4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	8,000万円以上 1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$

(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)		1,000万円未満	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

別表 3 (別記関係)

区分	自己資本額数値		点 数
(1)	3,000億円以上		2114
(2)	2,500億円以上	3,000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	2,000億円以上	2,500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	1,500億円以上	2,000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	1,200億円以上	1,500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	1,000億円以上	1,200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	800億円以上	1,000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	600億円以上	800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	500億円以上	600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	400億円以上	500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	300億円以上	400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	250億円以上	300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	200億円以上	250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	150億円以上	200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
(15)	120億円以上	150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	100億円以上	120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	80億円以上	100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
(18)	60億円以上	80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	50億円以上	60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	40億円以上	50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	30億円以上	40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	25億円以上	30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$

(23)	20億円以上	25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	12億円以上	15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	10億円以上	12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	8 億円以上	10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	6 億円以上	8 億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	5 億円以上	6 億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	4 億円以上	5 億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	3 億円以上	4 億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	2 億5,000万円以上	3 億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	2 億円以上	2 億5,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	1 億5,000万円以上	2 億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	1 億2,000万円以上	1 億5,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	1 億円以上	1 億2,000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	8,000万円以上	1 億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)		1,000万円未満	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

別表 4 (別記関係)

区分	平均利益額	点 数
(1)	300億円以上	2447
(2)	250億円以上 300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億円以上 250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億円以上 200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億円以上 150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億円以上 120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億円以上 100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$

(8)	60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)		1,000万円未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

別表5（別記関係）

区分	技術職員数値	点数
(1)	15,500以上	2335
(2)	11,930以上 15,500未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$

(3)	9,180以上	11,930未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
(4)	7,060以上	9,180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
(5)	5,430以上	7,060未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
(6)	4,180以上	5,430未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
(7)	3,210以上	4,180未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
(8)	2,470以上	3,210未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
(9)	1,900以上	2,470未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
(10)	1,460以上	1,900未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
(11)	1,130以上	1,460未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
(12)	870以上	1,130未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
(13)	670以上	870未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
(14)	510以上	670未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
(15)	390以上	510未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
(16)	300以上	390未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
(17)	230以上	300未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
(18)	180以上	230未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
(19)	140以上	180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
(20)	110以上	140未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
(21)	85以上	110未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
(22)	65以上	85未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
(23)	50以上	65未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
(24)	40以上	50未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(25)	30以上	40未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(26)	20以上	30未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
(27)	15以上	20未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
(28)	10以上	15未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
(29)	5以上	10未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
(30)		5未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

別表 6 (別記関係)

区分	年間平均元請完成工事高	点 数
(1)	1,000億円以上	2,865
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$

(5)	400億円以上	500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上	400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上	300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上	250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上	200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上	150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上	120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上	100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上	80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上	60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上	50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上	40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上	30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上	25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上	15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上	12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上	10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上	8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上	6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上	5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上	4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5,000万円以上	3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上	2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5,000万円以上	2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上	1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8,000万円以上	1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$

(40)	1, 200万円以上	1, 500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3, 000 + 522$
(41)	1, 000万円以上	1, 200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2, 000 + 502$
(42)		1, 000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10, 000 + 241$

(別紙)

近畿農政局建設工事等契約事務取扱要領第 32 条の運用について

近畿農政局建設工事等契約事務取扱要領第 32 条に規定する指名基準の運用に当たっては、同条第 2 項各号について、それぞれ下記に掲げるところによるものとする。

記

(建設工事)

第 2 項第 1 号関係

次の各号に該当する場合は、不誠実な行為とし、近畿農政局発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる場合には、指名しないものとする。

- (1) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
- (2) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- (3) 警察当局から、近畿農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不適当であると認められること。

第 2 項第 2 号関係

会社更生法に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされ競争参加資格の再審査に係る確認を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が極めて不安定である場合には、指名しないものとする。

なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないものとする。

第 2 項第 3 号関係

- (1) 近畿農政局工事成績作成要領による工事成績の平均数値が過去 2 年連続して 60 点未満である場合には、指名しないものとする。
- (2) 工事成績の平均数値が過去 2 年連続して 80 点以上であること、表彰状・感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合には、十分尊重するものとする。
- (3) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。

第 2 項第 4 号関係

次の各号に該当するかどうかを総合的に勘案するものとする。

- (1) 当該工事と同種工事についての相当の施工実績を有すること。
- (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績を有すること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績を有すること。

- (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足る有資格技術職員が確保できると認められること。

第2項第5号関係

当該地域における工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案するものとする。

第2項第6号関係

本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種、工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案するものとする。

第2項第7号関係

- (1) 近畿農政局発注工事について安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導を受け、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合には、指名しないものとする。
- (2) 近畿農政局発注工事において過去2年間に死亡者及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合には、十分尊重するものとする。
- (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。

第2項第8号関係

- (1) 厚生労働省から近畿農政局長に対し賃金不払に関する通報があり、当該状態が継続し明らかに契約の相手方として不適当である場合には、指名しないものとする。
- (2) 近畿農政局発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているかどうか、また、当該契約を締結している場合であっても、証紙の購入又は貼付が十分かどうかを総合的に勘案するものとする。
- (3) 労働者の雇用・労働条件の改善に取組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合には、十分尊重するものとする。

(測量・建設コンサルタント等業務)

第2項第1号関係

次の各号に該当する場合は、不誠実な行為とし、近畿農政局発注の測量・建設コンサルタント等業務に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる場合には、指名しないものとする。

- (1) 業務請負契約書に基づく業務関係者に関する措置要求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
- (2) 近畿農政局発注の測量・建設コンサルタント等業務に係る請負契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
- (3) 警察当局から、近畿農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共測量・建設コンサルタント等業務からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不適当であると認められること。

第2項第2号関係

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合には、指名しないものとする。

第2項第3号関係

- (1) 業務成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (2) 表彰状又は感謝状を受けていること等業務の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

第2項第4号関係

次の各号に該当するかどうかを総合的に勘案するものとする。

- (1) 当該業務と同種又は類似業務についての相当の実績を有すること。
- (2) 当該業務の遂行に必要な調査、測量及び設計等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の同種又は類似業務についての実績を有すること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件下での業務実績を有すること。
- (4) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。

第2項第5号関係

業務の手持ち状況からみて当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案するものとする。

第2項第7号関係

- (1) 近畿農政局発注の業務について安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導を受け、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められる場合には、指名しないものとする。
- (2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。

第2項第8号関係

- (1) 厚生労働省から近畿農政局長に対し賃金不払に関する通報があり、当該状態が継続し明らかに請負者として不適当である場合には、指名しないものとする。
- (2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合には、十分尊重するものとする。